

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査について

(平成23年8月時点における支援制度)

(1)補助名称および実施地方公共団体			(2)リフォーム支援策の分類について		(3)支援方法について		(4)補助要件について					(5)補助内容について				
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	工事施工者		発注者		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		A)支援対象		補助率等
							分類 (以下の選択肢から選択) ①住宅所有者(リフォーム工事発注者) ②リフォーム工事施工者 ③住宅所有者又はリフォーム施工者	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	備考		分類 (以下の選択肢から選択) ①ほかの補助事業との併用は不可 ②ほかの補助事業の利用を要件としている ③その他 ④要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①特定の工場の工事費用に応じて決定 ②工事費用にかかわらず)定額を補助 ④設置する設備の性能に応じて補助額を設定 ⑤使用する材料量に応じて補助額を決定 ⑥その他	備考	
沖縄県	那覇市住宅用太陽光発電導入促進助成事業	那覇市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		③その他の要件	今年度に、対象システム設置に係る電力会社との電力供給契約を行う個人であること、市税の滞納がないことなど要件があります。	自らの住む住宅で本市内にあること、発注者と住宅所有者が異なる場合には設置承諾を得ていること等の要件があります。	④要件なし		④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	システム1kWあたり3万円	
沖縄県	雨水貯留施設等設置費補助金	那覇市	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		③その他の要件	那覇市内に住宅を有する方が対象	那覇市内に住宅を有する方が対象	④要件なし		①特定の工場の工事費用に応じて決定	雨水施設等の設置にかかる費用	雨水施設等の設置費用の2分の1
沖縄県	那覇市住宅改修費給付事業	那覇市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		④その他の要件	次の事項に該当する事業所 (1)当該業者の従事者のうち、改修内容の検診・調整または施工に直接携わる従事者が那覇市住宅改修費給付事業登録業者研修会の全過程を受講していること。 (2)事業所経歴書(第2号様式)に掲げた事業内容について、一般的なバリアフリー工事又は昇降機等の設置のいずれかにおいて、事業実績又は当該事業に関する資格等を有していること。	③その他の要件	次の事項に該当する市民であり、かつ、日常生活において介助を要する身体状況にある障害者とする。 (1)身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢機能障害、体幹機能障害、視覚障害、内部障害を有するもの、または療育手帳(沖縄県療育手帳制度規定(昭和49年沖縄県告示第462号)第2条の規定に基づくものをいう。)の交付を受けた者。 (2)対象者の属する世帯の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)に定める所得制限を超えない者。	次の事項の全てに該当すること (1)現に改修を必要とする住宅が市内にある。 (2)居住している住宅が借家等である場合に、家主等の承諾を得ている。 (3)新築工事又は既存の住宅の大部分を取り壊して行う全面的な改修工事でない工事。 (4)過度の改修工事でない工事 (3)申請前に着手または完了していない工事	②ほかの補助事業の利用を要件としている	介護保険住宅改修費支給事業・日常生活用具住宅改修費給付事業を優先する。	①特定の工場の工事費用に応じて決定	工事費用の9/10	工事額(20万円を限度とする)の9/10。
沖縄県	北谷町いきいき住宅改修費助成事業	北谷町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		②低所得者のみ			③その他	介護保険サービス	①特定の工場の工事費用に応じて決定		定額
沖縄県	北谷町難病患者等居宅生活支援事業	北谷町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		①高齢者・身体障害者のみ			④要件なし		①特定の工場の工事費用に応じて決定		定額
沖縄県	宮古島市住宅用太陽光発電システム設置補助金	宮古島市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		③その他の要件	(①と②を要件とする場合を含む) ・当該年度中にシステム設置契約から工事完了及び電力供給契約が完了する者 ・自らが居住する宮古島市内の住宅にシステムを新設する者 ・システムの稼働状況等の情報提供等について、市に協力できる者 ・本市の市税完納者	特になし	④要件なし		④設置する設備の性能に応じて補助額を設定		定額
沖縄県	西原町新エネルギー導入助成金	西原町	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		④要件なし			④要件なし		④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	設備の購入費用	定額
沖縄県	西原町障害者住宅改修費給付事業	西原町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	診断士派遣なし	⑤要件なし		①高齢者・身体障害者のみ	下肢、体幹、脳原性運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する障害者	障害者が現に居住する住宅	①ほかの補助事業との併用は不可	介護保険での住宅改修を優先する	①特定の工場の工事費用に応じて決定		10分の9
沖縄県	西原町雨水利用促進助成金交付事業	西原町	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		④要件なし			④要件なし		①特定の工場の工事費用に応じて決定	補助対象設備の設置にかかる費用	工事費用相当額

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査について

(平成23年8月時点における支援制度)

(1)補助名称および実施地方公共団体			(2)リフォーム支援策の分類について		(3)支援方法について		(4)補助要件について					(5)補助内容について				
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	工事施工者		発注者		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		A)支援対象		補助率等
							分類 (以下の選択肢から選択) ①住宅所有者(リフォーム工事発注者) ②リフォーム工事施工者 ③住宅所有者又はリフォーム施工者	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	備考		分類 (以下の選択肢から選択) ①ほかの補助事業との併用は不可 ②ほかの補助事業の利用を要件としている ③その他 ④要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①特定の工事の工事費用に応じて決定 ②工事費用に応じて決定 ③(工事費用にかかわらず)定額を補助 ④設置する設備の性能に応じて補助額を設定 ⑤使用する材料量に応じて補助額を決定 ⑥その他	備考	
沖縄県	金武町高齢者等いきいき住宅改造費助成事業	金武町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		①高齢者・身体障害者のみ		新築、増築、維持補修的なものは除く。	③その他	介護保険対象の住宅改修については、10万円を限度額助成。	①特定の工事の工事費用に応じて決定		生活保護世帯10/10 非課税世帯3/4 課税14万以下世帯1/2
沖縄県	中城村住宅改修費給付事業	中城村	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		④その他の要件	本村と日常生活用具給付事業受託者契約を締結した事業者に限る。	③その他の要件	住宅改修給付金事業の対象者は、村内に居住し、下肢、体幹又は乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する障害者等であって障害程度等級2級以上の者とし、原則として対象者一人につき1回に限るものとする。ただし、介護保険法により、住宅改修の支給を受けられる者は、対象者から除くものとする。	住宅改修費の給付は、障害者等が現に居住する住宅について行われるものであり、かつ身体状況、住宅の状況等を勘案して村長が必要と認める場合	①ほかの補助事業との併用は不可		①特定の工事の工事費用に応じて決定	(7)-1の工事に該当し、住宅改修費上限額以内の工事	(7)-1の工事に該当し、住宅改修費の上限額以内の工事に該当する費用のうち、対象者の利用者負担額を控除した額
沖縄県	大宜味村住宅改修費給付事業	大宜味村	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	給付	⑤要件なし		①高齢者・身体障害者のみ	身体障害者又は障害児	特になし	③その他	介護保険法での改修を受けられる者は対象者から除く	①特定の工事の工事費用に応じて決定		補助対象経費の10分の9
沖縄県	伊江村住宅改修費給付事業	伊江村	②バリアフリー改修		⑤ポイント発行		②都道府県(市区町村)内の事業者		③その他の要件	村内居住、障害程度等級2級以上(移動機能障害に限る)、原則対象者一人につき1回、介護保険法による支給を受けられる者は対象外	特になし	①ほかの補助事業との併用は不可		①特定の工事の工事費用に応じて決定		上限20万円
沖縄県	今帰仁村住宅改修費給付事業	今帰仁村	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		④その他の要件	介護施設、住宅改修関連資格保持者等	①高齢者・身体障害者のみ		特になし	①ほかの補助事業との併用は不可		④設置する設備の性能に応じて補助額を設定		助対象設備の設置経費の10分の9以内(身障者の度合いによる)
沖縄県	うるま市民間建築物吹付アスベスト改修事業補助金	うるま市	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)		④その他の要件	「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術者」保有。	③その他の要件	対象建築物の所有者	本市内に存し、吹付アスベストが施工されている建築物	①ほかの補助事業との併用は不可		①特定の工事の工事費用に応じて決定		対象経費の1/3以内、上限100万円
沖縄県	八重瀬町日常生活用具給付事業	八重瀬町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	給付	④その他の要件	本町と日常生活用具給付事業受託契約を締結した事業所	③その他の要件	対象者は、下肢、体幹機能障害又は脳性麻痺等脳原性運動機能障害(移動機能障害に限る)を有し、障害等級3級以上の障害者等。交付は、対象者一人につき1回に限る。		①ほかの補助事業との併用は不可		①特定の工事の工事費用に応じて決定	工事費用の9/10を補助。	限度額(20万円)の9/10を補助
沖縄県	八重瀬町日常生活用具給付事業	八重瀬町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	給付	④その他の要件	本町と日常生活用具給付事業受託契約を締結した事業所	③その他の要件	対象者は、下肢、体幹機能障害又は脳性麻痺等脳原性運動機能障害(移動機能障害に限る)を有し、障害等級3級以上の障害者等。交付は、対象者一人につき1回に限る。		①ほかの補助事業との併用は不可		①特定の工事の工事費用に応じて決定	工事費用の9/10を補助。	限度額(20万円)の9/10を補助
沖縄県	名護市住宅改修費給付事業	名護市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		③その他の要件	市の介護保険被保険者で、要支援、要介護認定を受けた者。(施設入所者、入院者除く)	新築、増築、維持補修的なものは除く。	③その他	いきいき住宅改造助成事業と併用の場合は介護保険適用分と合わせて30万円を限度額に助成。	①特定の工事の工事費用に応じて決定		バリアフリーリフォーム工事費用の9/10

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査について

(平成23年8月時点における支援制度)

(1)補助名称および実施地方公共団体			(2)リフォーム支援策の分類について		(3)支援方法について		(4)補助要件について					(5)補助内容について				
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	工事施工者		発注者		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		A)支援対象		補助率等
							分類 (以下の選択肢から選択) ①住宅所有者(リフォーム工事発注者) ②リフォーム工事施工者 ③住宅所有者又はリフォーム施工者	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	備考		分類 (以下の選択肢から選択) ①ほかの補助事業との併用は不可 ②ほかの補助事業の利用を要件としている ③その他 ④要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①特定の工場の工事費用に応じて決定 ②工事費用にかかわらず)定額を補助 ④設置する設備の性能に応じて補助額を設定 ⑤使用する材料量に応じて補助額を決定 ⑥その他	備考	
沖縄県	名護市高齢者等いきいき住宅改修助成事業	名護市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		④その他の要件	名護市介護保険居宅介護(支援)住宅改修費の受領委任払い制度実施要綱に登録された事業者	③その他の要件	次の各号のすべてに該当する世帯。 1.おおむね65歳以上の高齢者(名護市に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき記録され、又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づき登録されている者に限る。)が居住している世帯 2.個人市民税の非課税世帯(申請の日の属する年度。ただし、4月及び5月の申請については、前年度)又は生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯 3.住宅改修が真に必要であると市長が認める世帯	新築、増築、維持補修的なものは除く。	③その他	介護保険適用分と併用の場合は、いきいき助成金と合わせて30万円を限度額に助成。	①特定の工場の工事費用に応じて決定		生活保護世帯10/10 非課税世帯9/10
沖縄県	名護市住宅改修費給付事業	名護市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		④その他の要件		②低所得者のみ	市内在住の、下肢、体幹又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する障害者等であって障害程度等級2級以上の者	障害者が現に居住する住宅(借家の場合は工事承諾書の提出を要する)	①ほかの補助事業との併用は不可	介護保険法での改修を受けられる者は対象者から除く	①特定の工場の工事費用に応じて決定		上限20万円
沖縄県	宜野湾市重度身体障害者住宅改修費助成事業	宜野湾市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		①高齢者・身体障害者のみ	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、かつ生活保護法による被保護世帯または生計中心者が前年所得税非課税世帯であって、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から2級に該当する下肢障害、体幹機能障害又は視力障害を有する者	居室、浴室、洗面所、台所、便所、玄関、廊下、階段昇降機の設置、ホームエレベーターの設置、その他設備・構造等で対象者に適応するよう改修に要する経費。但し、集合住宅等の階段、廊下等専ら対象者が使用すると認められない箇所及び屋外は除く。	③その他	介護保険住宅改修費支給事業・日常生活用具住宅改修費給付事業の対象となっている住宅改修については、20万円を超える額について適用し、30万円を限度とする。	①特定の工場の工事費用に応じて決定	助成基準額50万円と住宅改修費用のいずれか少ない額	生活保護世帯10/10 非課税世帯3/4